

5 . 他の原子力発電所トラブルの反映結果

トラブル事象	検査名	検査内容	備考
福島第二原子力発電所3号機他における炉心シュラウドや原子炉再循環系配管のひび割れ事象	S1-28- -1-1 クラス1機器供用期間中検査（非破壊）	<p>「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」（NISA文書）に基づき，再循環系配管等について超音波探傷検査を実施した結果，12箇所のうち下記1箇所について欠陥指示を確認し，第一段階検査の判定基準を満足しなかったため，クラス1機器供用期間中検査（欠陥評価の妥当性確認）[要領書番号：S1-28- -1-3]により第二段階検査を実施し，判定基準を満足することにより，継続使用することとした。</p> <p>〔欠陥指示が確認された箇所 ... 1箇所〕 原子炉再循環系配管（母管） C614BY 次回以降，本箇所については，NISA文書に従い，継続検査を実施する。</p>	<p>・NISA文書 （平成 21・02・18 原院第2号） NISA-325c-09-1 NISA-163c-09-2 ・維持規格 発電用原子力設備 規格 維持規格 （2008年版） 日本機械学会</p>
福島第二原子力発電所3号機他における炉心シュラウドや原子炉再循環系配管のひび割れ事象	S1-28- -1-3 クラス1機器供用期間中検査（欠陥評価の妥当性確認）	<p>欠陥指示が検出された箇所において，欠陥評価が「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」（NISA文書）に従い実施され，省令不適合欠陥に該当しないこと，かつ電気事業法施行規則に従い，記録されていることを確認した。</p>	<p>・NISA文書 （平成 21・02・18 原院第2号） NISA-325c-09-1 NISA-163c-09-2 ・電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号第94条の4の2第3項</p>

トラブル事象	検査名	検査内容	備考
九州電力玄海 原子力発電所 2号機におけ る余剰抽出水 系統取出配管 のひび割れ事 象	S1-28- -5 クラス2機器供用 期間中検査	「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について(内規)」(NISA文書),「原子力発電工作物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の規定の解釈(内規)の一部改正について」(NISA文書)に基づき、A系統の残留熱除去系熱交換器出口配管と熱交換器バイパス配管との合流部について、超音波探傷検査を実施し、異常のないことを確認した。	・NISA文書 (平成21・02・18 原院第2号) NISA-325c-09-1 NISA-163c-09-2 21原企課第23号 NISA-163c-09-3
美浜発電所3 号機二次系配 管破損事故	S1-28- -86 配管肉厚検査	「原子力発電工作物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の規定の解釈(内規)の制定について」に基づき策定した「配管肉厚管理手引書」により抽出した箇所について、配管の肉厚測定を実施し、異常のないことを確認した。 また、平成19年11月30日付けNISA文書「原子力発電所の配管肉厚管理に対する追加要求事項について」に基づく余寿命再評価を行なった結果、余寿命が5年未満となった18箇所についても、配管の肉厚測定を実施し、異常のないことを確認した。	・NISA文書 (平成20・12・22原 院第4号) NISA-163c-08-5 ・NISA文書 (平成19・11・29原 院第3号) NISA-163b-07-4